

# 令和3年度 神奈川県社会環境実態調査結果（概要）

## I 調査の趣旨

この調査は、青少年の健全育成に影響の大きい各種営業の実態を明らかにし、青少年行政を進める上での基本データを収集することにより、地域の青少年を取り巻く社会環境の健全化の取組に役立てるため、県と市町村が連携して行っているものです。

## II 調査対象

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、調査対象を前年度に条例違反等の問題があった店舗に限定したうえで、カラオケ、インターネットカフェ・まんが喫茶、書店等（書店・古書店・コンビニ）、ゲーム販売店について、行政職員が立入調査と併せて実施しました。

令和元年度以前とは調査の方法や項目が異なり、また実施店舗数が非常に限られることから、過去年度との比較対照は行っていません。

## III 主な調査結果

### 1. カラオケボックス（全25店舗）

カラオケボックス25店舗を対象に、青少年の深夜立入禁止にかかる取組状況について調査を行った。

青少年の深夜立入禁止に違反する店舗は0件であったが、立入禁止表示の違反は6件確認された。

調査項目	店舗数	割合
青少年の深夜立入を禁止している。 (時短営業等により深夜営業をしていない店舗を含む)	25	100%
青少年深夜立入禁止の表示が適切※である。 ※店舗入口の見やすい場所に、見やすい大きさで表示されている。	19	76.0%

### 2. インターネットカフェ・まんが喫茶（全24店舗）

インターネットカフェ・まんが喫茶24店舗を対象に、青少年の深夜立入禁止にかかる取組状況及びフィルタリング等措置について調査を行った。

青少年の深夜立入禁止に違反する店舗は0件であったが、立入禁止表示の違反は4件、フィルタリング等措置を行っていない店舗が2件確認された。

調査項目	店舗数	割合
青少年の深夜立入を禁止している。	24	100%
青少年深夜立入禁止の表示が適切※である。 ※店舗入口の見やすい場所に、見やすい大きさで表示されている。	20	83.3%
青少年の有害情報閲覧防止措置(フィルタリング、青少年のオープン席利用等)を講じている。	22	91.7%

### 3. 書店等(全 17 店舗)

書店等 17 店舗(業種内訳は下表参照)を対象に、有害図書の取扱い状況について調査を行った。なお、本調査は書店等立入調査権限委譲市町※に所在する店舗を調査対象に含めない。

有害図書類の青少年への販売・閲覧等の禁止に違反する店舗は 0 件であったが、陳列場所違反が 1 件、陳列方法違反が 4 件、販売禁止表示の違反が 2 件確認された。

※ 権限移譲市町村：横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、真鶴町、湯河原町

業種	書店	古書店	コンビニ	その他
店舗数	8	1	7	1

調査項目	店舗数	割合
青少年への販売・閲覧等を禁止している	17	100%
有害図書類が屋内の容易に監視できる場所に陳列されている。	16	94.1%
有害図書類の陳列方法が適切である。 ※間仕切りされた場所にまとめて陳列する等	13	76.5%
青少年への販売等禁止の表示が適切である。 ※陳列場所の見やすい場所に、見やすい大きさで表示されている。	15	88.2%
有害図書類をウィンドディスプレイ(店舗外から表紙が見えるよう陳列)していない。	17	100%

### 5. ゲームソフト販売店(全 20 店舗)

ゲームソフト販売店 20 店舗を対象に、Z 区分ゲームソフトの取扱い状況について調査を行った。

Z 区分ゲームソフトの青少年への販売・試遊等の禁止に違反する店舗は 0 件であったが、陳列場所違反が 7 件、陳列方法違反が 6 件、販売禁止表示の違反が 1 件確認された。

調査項目	店舗数	割合
青少年への販売・試遊等を禁止している。	20	100%
Z 区分ゲームソフトが屋内の容易に監視できる場所に陳列されている。	13	65.0%
Z 区分ゲームソフトの陳列方法が適切である。 ※間仕切りされた場所にまとめて陳列する等	14	70.0%
青少年への販売等禁止の表示が適切である。 ※陳列場所の見やすい場所に、見やすい大きさで表示されている。	19	95.0%